

第23期 第17回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成30年11月28日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 1 7 回定例農業委員会総会議事録

平成 30 年 1 1 月 2 8 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 1 7 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	1 7 名
	事務局	次長
		係長
		主査
		主事

欠席者	農業委員	2 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 57 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	4 件
議案第 58 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 59 号	平成 30 年度農用地利用集積計画(第 3 号)について	1 件

第 3 報告第 47 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	3 件
--------------	--------------------------	-----

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第17回11月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号18番 ○○ ○○ 委員、2番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第57号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第57号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局説明をお願いします。

事務局

1番

11月27日に取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議からは除外させていただきます。

議長

続きまして、番号2、3は関連がありますので一括で事務局説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人 上三谷 ○○ ○○

譲受人 上三谷 ○○ ○○

申請地	上三谷字石橋 田
譲受人の耕作面積	〇〇m ²
申請理由	(譲渡人) 労働力不足 (譲受人) 経営規模拡張
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	米・花木
主な農機具の保有状況	農作業用自動車7台、トラクター、田植機
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

3番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷字石橋 田		
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 労働力不足 (譲受人) 経営規模拡張		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・花木		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車7台、トラクター、田植機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号2、3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の1人は〇〇のため管理ができない。もう1人の譲渡人の〇〇さんは基盤整備で3反の田を1反と2反で換地処分をうけまして、細長い田で管理が非常に難しいということです。譲受人の〇〇さんは〇〇栽培が主体で、かなり温室面積をもっていて、将来的には温室を建てたいということで、細長い田で、上の田といっしょならば温室を建てることできるということで、下の田の〇〇さんが、〇〇さんに声をかけて話がまとまり、2筆を同時に購入するということでございます。〇〇専業でかなり手広くやっていますので、適格だと思しますのでご審議よろしくをお願いします。

議長

番号2、3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2、3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2、3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4の事務局説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷字坊ノ西	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	耕作困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・季節野菜		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機		
労働力	常時	1人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは、高齢であり後継者がいないので耕作ができませんので、譲渡したいということです。譲受人の〇〇さんは、今現在お父さんと一緒に農業をしています。この場所は米でもかなり有利に販売できるようですし、将来専業でやっていくようですので、よろしくご審議をお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第58号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第58号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	三秋	〇〇	〇〇
	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
	三秋	〇〇	〇〇
	上野	〇〇	〇〇

	三秋	〇〇 〇〇
借受人	下唐川	株式会社 〇〇
		現場代理人 所長 〇〇 〇〇
申請地	三秋字大ケ市	田 外 3 筆
転用目的	作業詰所・作業場・資材置場等	
権利の種類等	賃借権	

申請人である法人は、〇〇株式会社から〇〇山トンネル工事を受注し、工期が平成31年3月31日から平成34年4月14日までの約4年間ということで施行準備を行っています。その工事において、工事現場近くに一時的な作業詰所・作業場・資材置場を設置する必要があり、申請地は、トンネル工事現場へ続く仮設道路へ比較的高低差がなく直接行き来ができ、近くに民家も無く火薬類を取り扱う作業所として適地と判断し、今回所有者との話しがまとまったことから、一時転用の申請に至ったものであります。なお、申請地と一体利用地である法廷外公共有物である赤道ですが、伊予市の土木管理課との協議も済んでいまして、一時転用後、原状回復することで確認はできています。また、農地は青地農地であります。例外許可事由にあたる一時転用に該当し、仮設工作物であれば3年未満の一時転用が可能です。

申請地は、大字三秋〇〇集落の南側と〇〇西側の間に位置し、10ha未満の農地の広がりが無い第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号1につきまして地元委員として補足説明をいたします。

現場確認にいきましたが、農地は一部みかんが生えている場所で、それ以外は、放任園に近いですが管理しているようです。ここを3年間一時転用しても周辺に影響はないので、営農上の問題はないと判断しました。借受人の〇〇さんは火薬を使用するというので、人家が近くにあるは駄目だということで、〇〇の手前にあるこの場所しかないということです。3カ年の一時転用になりますので、やむをえないと判断しましたので、よろしくご審議をお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、3ページをお開きください。

■議案第59号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

別冊がありますので、事務局説明をお願いいたします。

事務局

まず、農用地利用集積事業による申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

有難うございました。

お配りしております別冊、

議案第59号 平成30年度 農用地利用集積計画(案) 平成30年度 第3号
をご覧ください。

この資料は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画(案)を定めたものです。

表紙の裏面から両面9ページにわたって明細を掲載しております。

今回、45件の利用権設定の申し出がありまして、最終ページの集計表の件数は筆ごとの件数になります。

この表には掲載していませんが、新規と更新の内訳についても補足させていただきます。

田については、合計 97,600㎡ 81筆
そのうち新規が 24,268㎡ 18筆
更新が 73,332㎡ 63筆 となります。

畑については、合計 7,868㎡ 4筆
そのうち新規が 806㎡ 1筆
更新が 7,062㎡ 3筆 となります。

樹園地については、合計 17,201㎡ 7筆
そのうち新規が 17,201㎡ 7筆
更新が 0㎡ 0筆 となります。

総合計では 122,669㎡ 92筆
そのうち新規が 42,275㎡ 26筆
更新が 80,394㎡ 66筆 となります。

借り手、貸し手の集計は

借り手（利用権の設定を受ける者）が29人

貸し手（利用権を設定する者）が43人 となります。

以上です。

議長

議案59号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案59号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案59号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

■報告第47号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第47号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

貸出人 東京都 ○○ ○○
借受人 上三谷 ○○ ○○
届出地 上三谷字久保 田 外6筆
解約事由 双方合意

権利の種類等 基盤法 賃貸借権設定

2番

貸出人 大平 ○○ ○○
借受人 大平 ○○ ○○
届出地 大平字曾根 田
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 賃貸借権設定

3番

貸出人 下三谷 ○○ ○○
○○ ○○
借受人 上三谷 ○○ ○○
届出地 下三谷字篠田 田
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 賃貸借権設定

議長

報告第47号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

意見交換会について

国有農地等の売払いについて

事務局より説明あり。

議長

次回の開催日程について

定例総会 平成30年12月20日(木曜日)午後3時00分伊予市役所4階会議室
を開催予定としております。

以上で、第17回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第17回11月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時5分 閉会)